

令和 7 年東北ビール研究会開催要領

【問合せ先】

仙台国税局 課税第二部 鑑定官室

電話 022-263-1111(内3432・3433)

担当 藤田・加藤

1 目的

本研究会は、東北地方のビール及び発泡酒等（以下「ビール等」という。）製造者の技術基盤の強化を促し、当局管内で製造されるビール等の品質向上を図ることにより、酒類業の健全な発達に資することを目的として、仙台国税局が実施するものです。

2 開催内容

仙台国税局管内ビール等製造者を対象に、ビール等の製造技術に関する講演及び参加者が出品したビール等（以下「出品酒」という。）のきき酒を行います。

出品酒の成分分析等については、本研究会では実施いたしません、鑑定官室では、別途、技術相談を実施しております。御希望の方は、随時御連絡ください。

（１）日時及び場所

令和 7 年 4 月 15 日（火）午後 1 時～午後 5 時

仙台合同庁舎 A 棟 8 階講堂

（２）内容

イ 鑑定官室からのお知らせ

ロ 酒税課からの連絡事項

ハ 講演

講師：独立行政法人酒類総合研究所 広報・産業技術支援部門

部門長 日下 一尊氏

演題：「ホップクリープ※の理論及び対策（予定）」

※コールドサイドで添加されたホップの酵素活性が維持されることにより、デキストリンが発酵性糖に分解されビール品質に影響を及ぼす現象

講演 講師及び演題概要

日下氏は、平成8年度に国税庁で技官として採用され、国税庁醸造研究所および大阪国税局で酒類全般の製造等や技術支援に関する経験を経て、平成13年より独立行政法人酒類総合研究所に着任し、現部門においては、清酒醸造講習やビール醸造講習の講師など、クラフトブルワリーの醸造技術者への醸造講習や技術相談等を15年以上経験なさっており、ビール醸造に精通していらっしゃいます。また、平成25年にVLB公認ビール醸造技術者講習（Brewmaster VLB）を修了なさっており、ビールの醸造技術への知見が深い先生です。

本講演では、ホップの香りを特徴とする商品が増えている中、問題となりやすいホップクリープについて、日下先生にその理論や具体的な対策について解説いただく予定です。

ニ きき酒

(3) 留意事項

イ 参加者は仙台国税局管内のビール等製造関係者及び酒類製造技術指導機関等の職員とします。

なお、後記3の申込みのない方は、会場へ入場することができません。

ロ 研究会会場の収容人数の都合により、1製造場からの参加人数に制限を設ける場合がございます。あらかじめ御了承ください。

ハ 合同庁舎A棟1階正面玄関受付にて入館証の交付を受けた上で会場にお越しください。受付に際して身分証明書等の提示が必要になりますので、必ず御持参ください。

ニ きき酒後の車の運転は絶対にしないでください。

ホ テレビ、新聞等の取材の可能性がありますので、御了承ください。

ヘ 感染対策のため、積極的に会場の換気を行います。研究会へ参加する方は、なるべく調整がきく服装にて御来場ください。

ト 本年は、技術講演の動画配信は行いません。

チ 研究会へ参加する方におかれましては、積極的な出品酒提供をお願いいたします。

リ 基本的な感染対策を実施するとともに、発熱等の風邪のような症状がある方は、研究会への参加を見合わせてください。

3 申込み

(1) 研究会への参加の申込方法

研究会への参加を御希望の方は、別紙1「令和7年東北ビール研究会参加申込票」（以下「参加申込票」という。）に所定事項を記入し、令和7年3月28日（金）までに鑑定官室へPrimeDriveへのアップロード又は郵送にて提出してください。

開催要領等（様式含む）の掲載先は以下のとおりです。

<https://www.nta.go.jp/about/organization/sendai/sake/beerkenkyukai.htm>

郵送時の参加申込票の送付先は以下のとおりです。

送 付 先 〒980-8430

仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟

仙台国税局課税第二部鑑定官室 電話 022-263-1111(内3432・3433)

なお、通信環境や導入ソフトの不具合等により開催要領等をダウンロードできない場合は、紙に印刷したものを郵送いたしますので、令和7年3月14日（金）までに鑑定官室宛御連絡ください。

(2) ビール等の出品方法等

イ 出品酒の対象

自己の製造場で製造したビール等を対象とします。各製造場において、主力商品としてお考えのビール等を御出品ください。

別紙2「令和7年東北ビール研究会出品申込票」（以下「出品申込票」という。）を出品酒1本につき1点御記入ください。

なお、1製造場につき出品点数は5点までとします。

おって、温度管理及び品質保持等の観点から、樽及びサーバーでの出品は受け付けられませんので御了承ください。

ロ 出品酒の送付本数

出品酒1点につき、以下の表の出品本数を令和7年4月8日（火）までに鑑定官室へ送付してください。その際、出品酒全てに商品ラベル及び出品申込票を貼付してください。

容器容量	出品本数
300mL以上 700mL未満	3 本
700mL以上	2 本

ハ 出品酒の送付先

〒980-8430

仙台市青葉区本町三丁目 3 番 1 号 仙台合同庁舎 A 棟 1 階

仙台国税局課税第二部鑑定官室

電話 022-263-1111(内3432・3433) 担当 藤田・加藤

ニ 出品にかかる注意事項

(イ) 出品酒は課税移出として、記帳及び課税処理を適正に行ってください。

(ロ) 出品及び研究会参加に要する諸経費は、全て出品者（参加者）の負担とします。

(ハ) 出品酒はきき酒研究会にて全て開封し、残余の出品酒及び出品容器については、出品者への返却は行いません。

なお、残余の出品酒及び出品容器は、鑑定官室において処分いたします。

(ニ) 仙台合同庁舎が耐震工事中につき駐車スペースを確保できないため、郵送等による出品をお願いします。